農　地　転　用　意　見　書

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　土地改良区理事長

　　　　　　　　　　　　池係（又は水利組合）

　本土地改良区内の農地の転用につき、転用組合員及び転用関係者から

意見書の交付申請があったので、農地法施行規則第３０条第６号又は第５７条の４第２項第３号の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

１．転用農地の所在地及び面積

|  |  |
| --- | --- |
| 笠岡市 | ㎡ |

２．転用組合員及び転用関係者

|  |  |
| --- | --- |
| 転　用　組　合　員 | 転　　用　　関　　係　　者 |
|  |  |

３．地区除外等協議

　　協議済　　　協議未済（協議予定日等　　　　　）　協議不要

４．土地改良施設（かんがい排水施設、農道等）との調査

適当　　　不適当（不適当の時はその理由　　　　　　　　　　　　　　　　　）

５．受益面積減による調整

適当　　　不適当（不適当の時はその理由　　　　　　　　　　　　　　　　　）

６．取水、排水が周辺農地に及ぼす影響

悪影響なし　　　悪影響あり

悪影響のあるときはその詳細

　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　）

　該当のあるものを○印で囲み、不適当、悪影響があるものについては、

その理由の詳細を記入すること（別紙可）。